津山市監査委員告示第６号
令 和 ６ 年 ３ 月 １ ９ 日

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき令和５年度の出資団体監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員　和　田　賢　二
津山市監査委員　原　　行　則

令 和 5 年 度

出 資 団 体 監 査 結 果 報 告 書

津 山 市 監 査 委 員

第１　津山市監査基準に準拠している旨

令和５年度出資団体監査は津山市監査基準に基づき実施した。

第２　監査の種類

出資団体監査（地方自治法第１９９条第７項）

第３　監査の対象

市が資本金、基本金等の４分の１以上を出資している８団体の中から下記の団体を抽出して実施した（地方自治法施行令第１４０条の７）。

団　体　名　株式会社曲辰
所　在　地　津山市山北６６３番地
所 管 部 署　農林部ビジネス農林業推進室

第４　監査の着眼点及び主な実施内容

令和４年度（決算期では第２期及び第３期）における当該団体に係る出納その他の事務の執行が適正であるか、出資目的に沿った事業運営が行われているか等を着眼点として監査した。

監査にあたっては、当該団体の事業の実施状況、決算状況資料の提出を求め、関係する諸帳簿等の調査のほか、関係者から説明を聴取するとともに、商品保管庫兼加工場の現地調査を行った。

第５　監査の実施場所及び日程

実　施　場　所　市役所東庁舎
委員による聴取日　令和６年２月１４日

第６　団体の概要

１　設立年月日　令和２年１０月２７日
２　設 立 目 的　津山圏域における農業生産者の所得向上を目的とし、マーケットニーズを捉えた地域産品（農畜産物・加工食品等）の付加価値向上・ブランド化を図り、圏域内外への流通による外貨等の獲得を実現することで、新規事業の創出及び担い手の確保につなげ、持続可能な地域経済社会を構築する。
３　資　本　金　６，０００万円（津山市５，５００万円　津山信用金庫５００万円）
４　主 要 事 業　①津山圏域（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）

で生産・製造される農畜産物・加工食品の圏域外への販売
②地元事業者との共同商品開発及び製造販売
③受託業務等

５　役員等の状況　代表取締役、専務取締役、常務取締役各１名、取締役２名、監査役１名

第７　監査の結果

対象団体に係る事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められた。なお、軽易な事項については監査時に改善するよう伝えたのでその記述は省略した。

第８　監査委員の意見

株式会社曲辰は、津山圏域における農業生産者の所得向上と持続可能な地域経済社会を構築することを目的に、津山市と津山信用金庫の出資で設立された。

津山圏域の地域産品の販路開拓・販路拡大、関係者との連携による主力商品の開発、既存商品のブラッシュアップ、地域の将来を担う人材の確保・育成支援を基本コンセプトとし、ブランド米の販売、吉本興業や美作大学と連携した商品開発、農業生産者向け研修等の活動を行っている。

設立から第４期目を迎え売上は年々伸びているものの、交付金により収支の均衡が保たれている状況にある。設立目的である津山圏域の農業生産者の所得向上のためには更なる収益向上への取組が必要であり、令和６年度末の交付金終了時には自立した経営が可能となるよう中長期の経営に関する計画を早急に策定し経営基盤強化を図られたい。

事務の執行において指摘には至らないが改善を要する軽易な事項が一部見られた。健全な会社運営のために金銭出納や商品管理に関するルールを明確にし、事務処理の正確性、組織運営の継続性や透明性が確保されるよう努められたい。

所管部署においては、出資者として経営状況を十分に把握したうえで、自立した事業運営が図られるよう適切な助言・指導を行い、新たな出資者の模索を含め経営の安定化に向けて尽力されたい。